3
2008. Mar

Credit Guarantee Corporation of Hokkaido

保証のしるべ

Guide of Guarantee

音更町 白鳥まつり

Contents

No.592

●随想／『平成元年』から『平成20年』へ
札幌銀行　北郷支店　支店長　天竺桂　聡 …… 2・3
●電算共同システム移行のお知らせ …… 4・5
●平成19年度優良店舗の表彰について …… 6
●提携保証　保証取扱状況 …… 7
●流動資産担保融資保証制度（ABL）のご案内 …… 8・9
●年度末金融取扱中です！ …… 10
●中小企業金融動向調査 …… 11
●事業概況／平成20年１月 …… 12

北海道信用保証協会

ZUISOU 随想 ESSAY

『平成元年』から『平成20年』へ

札幌銀行　北郷支店
支店長　天竺桂（てんじくかつら）　聡

えっ？平成20年？いつの間にそんなに時間が経っていたのだろう？

まだまだ若いつもりでいたのに、鏡の中の自分をよくよく見てみると、顔の皺も増えそれなりのオジサンに変貌している。うーむ、確かに最近、記憶力が弱まり物忘れすることが多くなってきているような気がする…

ここはひとつ、脳トレの意味も含め、平成の始まりまで記憶を遡り、しばしノスタルジーに浸ってみよう。平成が始まった年『平成元年』は、確か私にとって人生の転機となった年であったはずだ。では『平成元年』にワープ！（これも当時の表現のはず）

『平成元年』とはどんな年だったのか？

金融に携わる者として、まずは経済情勢から。

平成元年の日本経済は、設備投資と個人消費を中心とした内需拡大に支えられ、４月に世論の猛反発のなか導入された消費税による一時停滞ももろともせず、実質経済成長率4.8%という力強い景気拡大を続け、12月末には日経平均株価39,915円の史上最高値をつける。世はまさに『バブル』の絶頂。景気の過熱感を抑えるため、日銀が１年間に３回もの公定歩合引き上げを実施。５月31日に９年２カ月ぶりに0.75%引き上げられ、以降10月11日、12月25日に 0.5%ずつの引き上げで年4.25%になっていたが、当時の経済白書の副題「平成経済の門出と日本経済の新しい潮流」を見てもわかるとおり、その崩壊が目前に迫っているとはほとんどの人と同様に自分も想像だにしていなかった。

テレビを見ると、当時圧倒的人気を誇っていた人気番組ザ・ベストテンが９月で終了、昭和の終わりを感じさせる中、朝まで生テレビやイカ天などの深夜番組が定着し、CMでは時任三郎が扮する牛若丸三郎太が「24時間タタカエマスカ！」と連呼している。ニュースでは世界の信じられない出来事を次々に報道。６月に中国で天安門事件が発生し民主化運動を厳しく弾圧、11月にはベルリンの壁が崩壊し、12月には米ソの首脳がマルタで会談し44年続いた東西冷戦の終結を宣言。まさに世界の常識が大転換した時だった。

盛田昭夫・石原慎太郎の『NOと言える日本』がベストセラーとなり国際的な発言力を強めようとする気概が漲る一方、国内ではリクルート事件が発生し政権が次々と交代、その影響もあり7月の参議院選挙では与野党が逆転、地球温暖化問題も声高に言われ始めるなど、なんとなく今と似ているような気がしないでもない。

街には今でこそ市民権を得た感のあるフリーターやオタクが出現し、自動販売機は『はちみつレモン』とそのもどきであふれ、大人も子供もテトリスやゲームボーイに夢中になり、オバタリ

アンが美空ひばりの死に涙しながらもセクハラ反対！と叫んでいる。

外に出ると、渋カジやイタリアンスーツに身を包んだトレンディーな平成貴族がバブル金満時代の象徴ともいわれる初代セルシオを乗り回し、ボディコンのイケイケお姉さんを送り迎えするアッシー君の姿もあちこちに。そうそう、そんな年だった。

当時の自分

その頃の自分はと言うと、年齢は27歳で北見支店勤務５年目の渉外係。仕事はソコソコで遊びはバリバリというタイプ?と周りからは思われていたらしい。

２月１日、北海道相互銀行が普通銀行に転換し商号が札幌銀行に。真っ赤な看板に誇らしさとともにちょっと恥ずかしさも感じていた。

２月４日からは、銀行、郵便局など金融機関の完全週休２日制がスタート。公務員や他業種に先駆けての実施だったこともあり、土曜日が休みになり喜ぶ反面、まわりの視線が気になり妙に罪悪感を感じていたことを思い出す。

リゾート会員権やゴルフ会員権が高騰する中、ブームに乗り遅れてはいけないと、北見から富良野やトマムまで時には日帰りでスキーに行ったり、16万円もするゴルフのフルセットを身分不相応にも共済会から借金をしてまで購入したりしていた（そのクラブは一度もコースへ出ることなく平成18年まで押入れの奥でひきこもりとなっていたが）。うーむ、今考えると若くて元気だったこともあるが、やはり多少『バブル』の熱にうなされて無理していたのかもしれない。

そして10月14日に結婚。人生の大きな転機も迎え、仕事もプライベートも充実し、さあまだまだ行くぞー！と思っていた矢先、平成２年４月に突然の東京転勤。それから３年、東京で債券ディーラーとして仕事する間、『バブル』のピークと崩壊を身を以て体験することとなる。

そんな『平成元年』から20年が経とうとしている。平成以降に入社した職員が大勢を占めるようになり、さらに驚くことに平成生まれの職員が入社し始めた今、平成の歴史とともに歩んできた私たちの世代はマイノリティとなりつつある。ここはアドレナリン大放出で頑張るしかないだろう。

最後に

『平成元年』に札幌銀行となった当行は、今年平成20年10月14日をもって北洋銀行と合併する。そして10月14日というのは私の結婚記念日。単なる偶然であるにしても浅からぬ因縁を感じる。

『平成元年』当時の新鮮な気持ちを思い出しながら、是非とも良き日にしたいものだ。

電算共同システム移行のお知らせ

北海道信用保証協会では、東京信用保証協会をはじめ、全国の21協会が加盟する電算共同システムへ平成20年５月７日㈬から加盟することとなり、現在、その準備を進めています。

電算共同システム（以下「新システム」という。）への移行に伴い、平成20年５月７日㈬から、次のとおり事務手続き等の一部が変更となりますのでお知らせします。

関係機関への皆様にはご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

【主な事務手続きの変更内容】

１．名寄番号の変更

平成20年５月７日㈬から名寄番号の名称が「顧客番号」へ変更となり、桁数も今までの８桁から９桁へ変更になります。したがって新システム移行後に新たにご利用をいただくお客様につきましては、９桁の「顧客番号」になります。

なお、今までご利用をいただいているお客さまにつきましては、８桁のままで変更はありませんが名称のみが「顧客番号」へ変更になります。

このため、新システムへ移行後は、８桁の「顧客番号」と９桁の「顧客番号」が併存することになります。

２．信用保証料の徴収規程等の変更

⑴　送金方法の変更

①　現在、信用保証料（以下「保証料」という。）は、お客様からお預かりいただいた後、協会からお送りする「保証料徴収依頼兼報告書」により、原則として月２回にわけ保証料の送金と徴収の報告をいただいておりましたが、新システムへ移行後は「保証料徴収依頼兼報告書」が廃止され、保証承諾毎にあらたにお送りする「信用保証料送金通知書」により、保証料の徴収の報告をいただく方式に変更されます。

②　お預かりいただいた保証料を協会口座へ送金していただくことは、今までと変更はありませんが、送金をいただく回数と時期につきましては、現在検討中ですのであらためてお知らせします。

③　延滞保証料の徴収は、これまで「延滞保証料徴収報告書」によりご報告をいただいておりましたが、新システムへ移行後は、協会が延滞保証料を計算のうえご請求させていただきます。したがいまして、新システムへ移行後は、「延滞保証料徴収報告書」は廃止されます。

⑵　返戻保証料の送金方法の変更

現在、返戻保証料は、保証のご利用のある営業店を経由してお客様へ返戻しておりましたが、新システムへ移行後は、営業店を経由せず協会から直接、お客様の口座へお振込みします。

⑶　保証料の計算方法等の変更

①　保証期間の計算単位の変更

現在、保証期間の計算単位は月単位で行い、１ヵ月未満に端数があるときは15日以内は切り捨て、16日以上は１ヵ月に切り上げし保証期間の計算を行っていましたが、新システムへ移行後は、１ヵ月未満の端数は全て１ヵ月として計算します。なお、保証申込時に最終返済期日を指定（○○年○○月○○日）した場合の期間計算は、今までの月単位による計算から日単位（日割り）による計算方法に変更となります。

また、保証条件変更（返済方法・返済期間の変更）や返戻保証料、根保証の決算期における保証料の期間計算は、全て日単位（日割り）による計算方法へ変更となります。

②　据置金額部分（最終回の返済額が直前回の返済額の２倍を超える場合）の計算方法の変更

これまで分割返済で最終回の返済額が最終回の直前回の返済額の２倍を超える場合は、不均等分割返済の回数別係数Ｂを乗じて保証料を計算していましたが、新システムへ移行後は、最終回の返済額から最終回の直前回の返済額を減じた額をあらたに「据置金額部分」とし、次の例に示すとおり、分割返済部分と据置金額部分とに分けて保証料を計算する方法に変更となります。

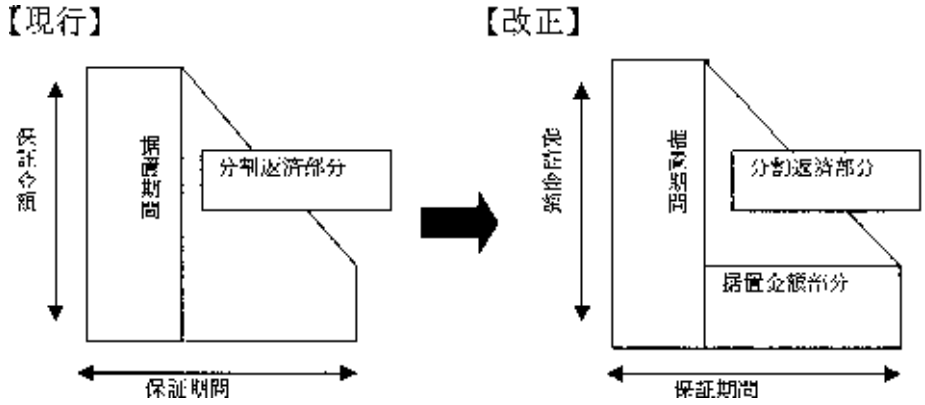

③　最終期日を変更せずに返済方法を変更する場合の保証料の計算方法の変更

これまで保証期間を変更せずに返済方法の変更を行う場合は、分割返済から一括返済へ変更を行う場合に限って保証料の再計算を行っていましたが、新システムへ移行後は、返済方法の変更を行ったものは、全て保証料の再計算を行います。

このため、最終期日を変更せずに最終回へ返済額をしわ寄せする（いわゆるテールヘビー型）変更については、新システムへ移行後は、保証料の再計算を行うことになりますのでご注意ください。

④　分割返済方法の回数別係数の変更

新システムへ移行により、これまで分割の返済方法により「回数別係数Ａ」、「回数別係数Ｂ」を乗じて保証料の計算を行っていましたが、この名称をそれぞれ「均等分割返済係数」、「不均等分割返済係数」へ変更します。

また、回数別係数（「不均等分割返済係数」）も次のとおり、一部について変更になります。

返済回数	改　正		現　行	
	均等分割返済係数	不均等分割返済係数	回数別係数Ａ	回数別係数Ｂ
6 回以下	0.70	0.77	0.70	0.77
7 ～12回	0.65	0.72	0.65	0.71
13～24回	0.60	0.66	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61	0.55	0.60

⑷　実施日

新システムへ移行する平成20年 5 月 7 日㈬申込受付分から適用します。

3．各種様式について

⑴　様式および発行時の各種帳票が変更になります。

⑵　信用保証書における保証条件表示についても一部変更になります。

⑶　金融機関からご提出いただいております担保調書については、保証条件としておりましたが、担保権単位で物件、特約条件（極度内共通の優劣・同順位）を信用保証書の担保別紙にて表示されます。

4．平成20年 5 月 7 日新システムへ移行に伴う変更される事項、当協会が発行する各種様式、保証料の関係帳票など、詳細決定しだい後日改めてご案内申し上げます。

※　本件についてのお問合せは下記までお願いいたします。

対応窓口：業務部業務課　神谷・西

（直通）TEL011-241-2234・FAX011-221-1089

システム関連：総務部電算課　畑山・佐藤

（直通）TEL011-241-5559・FAX011-261-8923

平成19年度優良店舗の表彰について

平成19年１月から12月までを対象期間として、選定基準に該当した店舗に対し感謝状・記念品の贈呈をさせていただきました。

リスク管理も行いながら、中小企業者の資金需要に積極的に取り組まれたことに対し深く感謝を申し上げます。

なお、平成19年度優良店舗に該当された店舗は下記のとおりであります。

平成19年度優良店舗（37店舗）

金融機関名	店舗名		
北海道銀行	本店	創成支店	中央市場支店
	札幌駅前支店	琴似支店	清田支店
	月寒支店	旭川支店	函館支店
北陸銀行	帯広支店		
北洋銀行	西町支店		
札幌銀行	新さっぽろ支店		
札幌信用金庫	石狩支店	新札幌支店	月寒支店
室蘭信用金庫	東室蘭駅前支店		
空知信用金庫	江別支店		
北門信用金庫	岩見沢支店		
北海信用金庫	倶知安支店		
旭川信用金庫	北星支店		
稚内信用金庫	東支店		
留萌信用金庫	旭川東支店		
帯広信用金庫	東支店		
北見信用金庫	帯広支店	卸町支店	
網走信用金庫	斜里支店		
紋別信用金庫	旭川支店	四条支店	
北央信用組合	千歳支店	永山支店	早来支店
札幌中央信用組合	本店	豊平支店	東北通支店
十勝信用組合	南支店	西支店	
釧路信用組合	愛国支店		

＊選定基準の内容は、2007年５月号（No582）に掲載しております。

提携保証　保証取扱状況

協会からご提案申し上げ、各金融機関で融資商品を創設いただき取扱いしております「提携保証」につきまして、平成20年１月31日現在の取扱実績をお知らせします。

平成20年１月31日現在　（単位：百万円）

金融機関名	保証承諾		保証債務残高	
	件数	金額	件数	金額
北海道銀行	506	5,542	1,970	16,678
北陸銀行	423	4,605	1,302	10,465
北洋銀行	1,365	12,641	7,289	47,320
札幌銀行	496	3,814	2,476	12,883
みちのく銀行	49	428	154	1,029
札幌信用金庫	447	3,213	1,599	8,068
室蘭信用金庫	284	2,557	755	5,135
空知信用金庫	129	817	620	2,842
苫小牧信用金庫	186	1,223	682	3,414
北門信用金庫	189	1,162	565	2,432
伊達信用金庫	87	449	241	1,130
北空知信用金庫	93	901	272	2,035
日高信用金庫	24	167	111	517
函館信用金庫	42	313	189	798
渡島信用金庫	0	0	46	233
江差信用金庫	39	406	208	1,458
小樽信用金庫	68	434	270	1,197
北海信用金庫	348	2,927	1,110	6,125
旭川信用金庫	83	331	609	2,149
稚内信用金庫	42	278	212	1,211
留萌信用金庫	100	811	342	1,902
北星信用金庫	18	137	193	819
帯広信用金庫	390	2,603	1,149	5,360
釧路信用金庫	0	0	271	1,150
大地みらい信用金庫	14	114	198	1,225
北見信用金庫	189	1,523	946	4,875
網走信用金庫	108	838	305	1,547
紋別信用金庫	157	1,286	484	2,574
遠軽信用金庫	3	16	101	356
北央信用組合	212	1,507	666	3,201
札幌中央信用組合	51	372	200	843
函館商工信用組合	0	0	52	136
空知商工信用組合	108	816	317	1,768
十勝信用組合	76	430	210	945
釧路信用組合	57	421	245	1,174
合計	**6,383**	**53,082**	**26,359**	**154,995**

流動資産担保融資保証制度

［略称：ABL］のご案内

流動資産担保融資保証制度とは

売掛債権や棚卸資産を担保とした借入について、当協会が信用保証を行うことで中小企業の皆さまの資金調達をバックアップする制度です。

これまでご利用いただいていた売掛債権担保融資保証制度「売債」は本制度に統合されます。

制 度 概 要

資格要件	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者です。 なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。
資金使途	事業資金
保証金額	2億円以内（「売債」の保証残高を含む）（借入限度額は2億5千万円）
保証割合	80%（割合保証）
保証形式	根保証または個別保証
貸付形式	根保証の場合：当座貸越（個々の貸越に対するエビデンスは不要） 個別保証の場合：手形貸付
保証期間	根保証の場合：1年。ただし、3年を超えない期間で延長することができます。 個別保証の場合：1年以内
返済方法	根保証の場合：約定弁済または随時弁済 個別保証の場合：一括弁済
貸付金利	金融機関所定利率
担保	売掛債権または棚卸資産
保証人	法人代表者のみ
信用保証料	0.68%（責任共有保証料率）

◎借入限度額（借入額）は売掛債権や棚卸資産の価額と同額ではなく、金融機関と当協会の審査によって売掛先、棚卸資産の内容ごとに設定された掛目を、売掛債権および棚卸資産の価額に乗じた金額となります。

◎掛目は売掛債権の場合は70%～100%（上限）、棚卸資産の場合は原則として30%（70%を上限として引上げ可能）

担保となる流動資産

売掛債権

国内の事業者（官公庁を含む）に対する売掛債権が対象です。
物品の販売債権だけではなくサービスの提供による売掛債権も対象になります。

具体例　売掛金債権、運送料債権、工事請負代金債権、診療報酬債権

※お客さまの売掛債権を当協会と金融機関に譲渡していただきますので、取引契約の中に債権譲渡禁止特約がある場合は、解除が必要です。

棚卸資産 新設

事業により生じ、決算書に計上される（予定を含む）棚卸資産が対象になります。

具体例　商品仕入による在庫商品、製造業における製品在庫、仕掛品、原材料

※担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記をすることができるものに限られます。
※棚卸資産を担保とする方は、法人に限られます。

◎売掛債権と棚卸債権はいずれか一方のみを担保とすることもできます。

選べる借入形式（根保証と個別保証）

売掛債権を担保とする場合は、借入限度額を定めて反復取引利用ができる「根保証型」と、個々の取引ごとに保証する「個別保証型」が利用できます。なお、棚卸資産を担保とする場合は、「根保証型」のみの取扱いとなります。

対抗要件について

売掛債権や棚卸資産を担保とするには、保証決定後・借入前に「対抗要件の具備」と呼ばれる、法律（民法又は動産債権譲渡登記特例法）が定める手続きが必要になります。

	対抗要件 （売掛債権については売掛先ごとにいずれかを選択）	具体的手続	備　考
売掛債権	売掛債権の譲渡に関して売掛先の承諾を得る	売掛先から所定の「承諾書」をもらう	―――
	売掛債権を譲渡したことを売掛先に通知する	所定の「通知書」を売掛先に郵送	―――
	売掛債権を譲渡したことを法務局に登記する 金融機関が必要と判断した時点で売掛先に通知する	東京法務局（中野）で債権譲渡登記手続	法人の場合に限られます
資産棚卸	棚卸資産を譲渡したことを法務局に登記する	東京法務局（中野）で動産譲渡登記手続	法人の場合に限られます

本制度利用上のご留意点

1．担保としている売掛債権残高や棚卸資産の種類・数量等を 3 カ月に 1 回以上、お申込金融機関に報告していただく必要があります。また、棚卸資産を担保とした場合は、1 年に 1 回以上、お申込金融機関による立会いでの棚卸資産の状態の確認へのご協力をお願いします。
2．売掛債権及び棚卸資産の売上代金が入金される口座を金融機関に届出ていただきます。
　また、個別保証の場合は、原則としてお申込金融機関名義の別段預金口座に売掛先からの振込みをしていただきます。（当該入金は借入金の返済に充当いたします）
3．金融機関が必要と判断した場合、金融機関は新たな貸越の一時中止や回収口座からの出金停止措置をとることができます。
4．担保管理事務の対価として、金融機関は担保管理手数料を徴することができることになっています。
5．債権譲渡登記をした場合で、金融機関が必要と判断したとき、金融機関は売掛先に対して債権譲渡通知（登記通知）を行うことがあります。
6．動産債権譲渡登記や売掛先への通知によって、お取引の中止、その他お取引先とのトラブル等が発生した場合、当協会は責任を負いません。
7．売掛先に関する情報について、当協会は守秘義務を負っているため、お知らせいたしません。
8．棚卸資産を担保としている場合は、償還不能時に在庫を換価処分することがあります。

ご利用のメリット

不動産担保に頼らない資金調達
不動産担保や第三者保証人によらず、お客さまの営業取引等から発生した売掛債権や棚卸資産を担保に、借入ができます。

資金繰りを改善
取引先からの入金を待たずに、資金調達が可能です。

低保証料率を適用
保証料率は一律年0.68%です。
（責任共有保証料率）

借入可能額の拡大
一般の保証とは別に、2 億 5 千万円を限度としたお借入が可能になります。
（保証限度額は 2 億円）

年度末金融　取扱中です！

年度末の資金需要期を迎える中小企業者の金融の円滑化を図るため、本年度も北海道による「中小企業年度末金融」を実施しております。どうぞご利用ください。

融資対象	道内に事業所を有する中小企業者および中小企業等協同組合法に基づく組合とします。
融資金額	1企業　3,000万円以内 組　合　5,000万円以内（転貸の場合は1億円以内）
資金使途	運転資金
融資期間	1年以内
融資利率	各金融機関の利率
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付
保証料率	下記のとおり（基準料率から10%割引）
取扱期間	平成20年2月4日(月)～3月28日(金)まで （協会受付日をベースとします）

道・季節金融資金の信用保証料率

北海道の実施する季節金融資金（お盆・年末・年度末）につきましては、下記のとおり責任共有保証に係る基準料率について10%の割引を実施しております。

基準料率（責任共有保証料率）　（単位：%）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

季節金融資金の保証料率（責任共有保証料率）　（単位：%）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.71	1.57	1.39	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40

※保証協会で定める要件に該当する場合は、上記より更に0.1%又は0.2%を割引いたします。
※特例保険を適用する場合は、所定の料率となります。
※「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

中小企業金融動向調査

この調査は、信用保証をご利用いただいている中小企業の皆様の景況・金融動向を把握するため、中小企業金融公庫と地域の代表的な９都道府県の信用保証協会が共同して、四半期ごとにアンケート調査を行っているものです。

このほど平成19年10月～12月期の調査結果が発表されましたので、北海道内の結果について、前２期の調査結果とともに、その一部をご紹介します。

調査時点は平成19年12月中旬で、道内は調査対象企業757企業に対して、194企業から有効回答を得ました。（回答率25.6%）

保証利用先企業の調査結果（道内）

調査項目	19年（10月～12月期） 前期（19年７月～９月期）に比べて		20年（１月～３月期　予測） 当期（19年10月～12月期）に比べて	
資金繰り	好転した	12.4%	好転すると思う	9.5%
	悪化した	30.6%	悪化すると思う	32.6%
	変わらなかった	57.0%	変わらないと思う	57.9%
資金の借入れ難易感	容易になった	10.5%	容易になると思う	5.8%
	難しくなった	14.2%	難しくなると思う	27.5%
	変わらなかった	75.3%	変わらないと思う	66.7%
生産・売上	増加した	27.8%	増加すると思う	20.1%
	減少した	42.8%	減少すると思う	48.7%
	変わらなかった	29.4%	変わらないと思う	31.2%
採　算	好転した	23.3%	好転すると思う	21.2%
	悪化した	36.5%	悪化すると思う	41.3%
	変わらなかった	40.2%	変わらないと思う	37.6%

（参考：前２期の調査結果）

調査項目		19年（７月～９月期） 19年４月～６月期に比べて	19年（４月～６月期） 19年１月～３月期に比べて
資金繰り	好転した	9.6%	9.7%
	悪化した	29.3%	30.1%
	変わらなかった	61.2%	60.2%
資金の借入れ難易感	容易になった	8.6%	7.4%
	難しくなった	17.6%	14.9%
	変わらなかった	73.8%	77.7%
生産・売上	増加した	34.0%	34.1%
	減少した	31.9%	36.0%
	変わらなかった	34.0%	29.9%
採　算	好転した	20.1%	26.1%
	悪化した	28.0%	32.2%
	変わらなかった	51.9%	41.7%

1．事業概況（平成20年１月）

（単位：百万円、％）

区分	保証申込			保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
１月中	3,414	35,788	85.1	3,201	33,434	84.3	—	—	—	268	1,461	123.4
年度計	**40,777**	**393,740**	**85.8**	**40,085**	**385,987**	**85.4**	**127,409**	**887,538**	**104.6**	**2,578**	**17,152**	**167.9**

2．金融機関群別保証取扱状況

（単位：百万円、％）

区分／金融機関	保証承諾						保証債務残高			
	１月中			平成19年度計						
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比
都銀	19	189	185.8	228	2,904	166.3	565	6,216	99.4	0.7
地銀	548	8,124	85.7	5,235	78,081	90.7	17,622	194,509	106.1	21.9
（道銀）	348	5,345	85.9	3,207	49,814	85.4	10,742	129,312	105.8	(14.6)
（北陸銀）	178	2,560	85.6	1,672	24,630	107.8	5,669	55,755	107.7	(6.3)
第二地銀	905	11,106	100.3	10,805	123,232	89.1	35,816	277,197	103.9	31.2
（北洋銀）	704	9,380	103.6	8,255	99,504	92.7	25,680	214,001	103.9	(24.1)
（札幌銀）	201	1,725	85.4	2,550	23,728	76.5	10,136	63,196	103.7	(7.1)
信金	1,492	12,407	76.1	19,378	152,828	81.8	61,913	352,195	105.1	39.7
信組	231	1,519	56.7	4,335	27,602	73.8	10,935	52,589	101.9	5.9
その他	6	90	598.7	104	1,340	85.7	558	4,832	87.9	0.5
合計	**3,201**	**33,434**	**84.3**	**40,085**	**385,987**	**85.4**	**127,409**	**887,538**	**104.6**	**100.0**

3．本支所別保証取扱状況

（単位：百万円、％）

区分／本支所別	保証承諾						保証債務残高			
	１月中			平成19年度計						
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比
保証部	1,296	14,093	86.8	16,343	162,356	81.5	52,062	377,045	103.9	42.5
函館	247	2,806	88.2	3,252	31,280	87.7	10,454	76,361	102.7	8.6
帯広	187	1,717	72.3	2,528	23,499	97.1	9,376	56,286	112.4	6.3
北見	173	1,820	68.9	2,761	24,997	87.2	8,510	54,078	105.2	6.1
小樽	138	1,520	94.1	1,850	18,246	76.4	6,117	44,242	100.8	5.0
旭川	582	5,393	82.3	5,482	51,041	92.9	16,733	116,136	105.2	13.1
釧路	221	2,589	83.7	3,229	31,382	88.8	9,585	64,537	105.1	7.3
室蘭	76	809	103.1	1,347	12,752	81.1	4,456	32,281	105.1	3.6
滝川	122	1,309	99.2	1,432	14,132	94.6	4,078	28,004	104.2	3.2
苫小牧	159	1,377	74.2	1,861	16,301	83.6	6,038	38,568	105.3	4.3
合計	**3,201**	**33,434**	**84.3**	**40,085**	**385,987**	**85.4**	**127,409**	**887,538**	**104.6**	**100.0**

※金額並びに構成比については、すべて四捨五入となっているため合計欄と一致しない場合があります。

保証のしるべ No.592
北海道信用保証協会
http://www.cgc-hokkaido.or.jp/

発行日　平成20年３月３日
編集・発行
郵便番号　060-8670　札幌市中央区大通西14丁目１番地
電　話　直通 011(241)5554・FAX　011(221)6998
北海道信用保証協会　総務部